

吹田市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、関係法令に定めるもののほか、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（マンション除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類）

第2条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第102条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類

- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）

第33条第1項第1号に掲げる図書

- (3) 耐震診断の概要を記載した書類

- (4) 確認済証の写し（当該写しを提出することができない場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認を受けたことが確認できる書類）

- (5) 検査済証の写し（当該写しを提出することができない場合にあっては、建築基準法の規定による検査において建築基準関係規定に適合していることを認められたことが確認できる書類）

- (6) その他市長が必要と認める書類

2 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第102条第2項第2号から第5号までの規定により国土交通大臣が定める基準による調査を行った者が、当該基準に定める資格を有することを証する書類
- (2) 次の表の右欄に掲げる事項を明示したそれぞれ同表の左欄に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係るマンションと他の建築物の別
各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び床面積

- (3) その他市長が必要と認める書類

3 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類のうち、法第102条第2項第2号に該当することを理由として同条第1項の認定の申請を行う場合の書類は、前項各号に掲げる書類のほか、次の表の右欄に掲げる事項を明示したそれぞれ同表の左欄に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出

4 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類のうち、法第102条第2項第3号に該当することを理由として同条第1項の認定の申請を行う場合の書類は、第2項各号に掲げる書類のほか、次の表の右欄に掲げる事項を明示した同表の左欄に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料

5 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類のうち、法第102条第2項第4号又は第5号に該当することを理由として同条第1項の認定の申請を行う場合の書類は、第2項各号に掲げる書類のほか、次の表の右欄に掲げる事項を明示した同表の左欄に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出

(容積率の特例に係る許可申請書の添付書類)

第3条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書及び書面とする。

(1) 次の表の右欄に掲げる事項を明示したそれぞれ同表の左欄に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係るマンションと他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料
主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げの材料並びに軒及びひさしの出

(2) 省令第50条の除却の必要性に係る認定通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める図書及び書面

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。